

## 屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年11月24日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 尾之間支所 3階 第3委員会室

### 3. 出席委員(20人)

会長	1番	鎌田	秀久	君
農業委員	2番	牧	優作郎	君
	3番	牧	潤三	君
	4番	西橋	豊啓	君
	5番	平田	耕作	君
	6番	岩川	原造	君
	7番	内田	政人	君
	8番	黒葛原	洋子	君
	9番	安藤	清浩	君
	10番	亀割	義一	君
	11番	大角	千名美	君
	12番	岩川	亜希子	君
	13番	上山	竜太	君

推進委員 ◎ 渡邊 浩 君

◎ 浜田 芳郎 君  
◎ 山田 博昭 君  
◎ 楠 忠久 君  
◎ 川崎 太一 君  
◎ 田中 三九雄 君  
◎ 白川 満秀 君

### 4. 欠席委員(4人)

欠席者	14番	神宮司	守昭	君
	◎	日高	伸作	君
	◎	大堀	裕介	君
	◎	備	邦雄	君

### 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第29号 非農地証明願について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日高 望  
係長 川東 卓磨  
相談員 西田 博隆

7, 概要  
事務局

おはようございます。

本日は農業委員の神宮司守昭委員、推進委員の日高晋作委員、大堀裕介委員、備邦雄委員から欠席の連絡をいただいております。

ただ今より平成 29 年度第 8 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 7 番委員の内田政人委員にお願い致します。

憲章朗唱（7 番委員）

お座り下さい。  
会長あいさつ。

会長

改めまして皆さんおはようございます。

ポンカンの収穫を目前に控えておりまして農家の方も大変忙しい時期を迎えております。

また先月以降、一週間ごとの台風がきたり天皇陛下のご来島があったりと皆さんも気持ちの上でも忙しい日々だったのではないのでしょうか。

事務局の方もお手元に資料を届けておりますように、皆さんの利用状況調査に基づいた「利用意向調査」というお仕事をお願いするという段取りになっております。

通知の方は事務局から発送するんですが、皆さん方への問い合わせが寄せられるかと思っておりますので、対応をお願いしたいと思います。

それと J A からのポンカンの情報といたしまして、今年の申込み量が 190 t 余りと聞いております。ポンカンがだんだん割合が少なくなりつつあるのかな。どうしてもタンカンにシフトしていく状況があるようでございます。

本日、案件は多くございませんが、その他皆さん方からご意見やご質問があればいただいきたいと考えております。

よろしく願いをいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 10 委員、11 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第 28 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 28 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号 22 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人 [ ] さん（ [ ] 歳）、貸人 [ ] さん（ [ ] 歳）。土地の所在： [ ]、他 1 筆。地目：畑。2 筆の合計面積： [ ] m<sup>2</sup>。1 筆が農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：杉苗が 1 月から 12 月、からいも等が 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有地が [ ] m<sup>2</sup>、経験年数：申請人・28 年、妻・28 年。農機具等の保有状況：刈払機・3、耕運機・1 です。

非耕作地はございません。周辺地域との関係について：『支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落等の共同作業に全面的に協力いたします。』ということです。

貸借期間は平成 30 年 2 月 1 日から平成 33 年 1 月 31 日までの 3 年間です。

農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可要件の全てを満た

事務局

していると判断いたします。 以上です。

会長

整理番号 22 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

貸人は旦那さんが亡くなられてからご兄弟が管理をされていたようですが、借りてくれる方がいれば。という事のように。借人は■■■■をされておりすが、今回、杉苗の作付けを予定しております。

航空写真をお願いします。■■■■には大きなハウスの骨組みが残っている状態で、ここに杉苗を植えるようですが、シカが出るということで、このハウスの骨組みにネットを張って使う予定だそうです。

営農計画書の方に杉苗を3年後に1万本で■■■■万円という計画ですが、ここら辺はまだ手探り状態で、これまで池田造園さんが苗の栽培をされていたようですが、林業全体でやっっていこうというお話で始めるそうです。

機械等については刈払い機、耕運機。労働力についてはご本人と奥様で管理していくということです。技術については■■■■さんや鹿児島の方からの指導を受けていくということです。

期間が3年間となっていますが、3年後の状態を見てから判断していきたいということです。 問題ないと思っております。 以上です。

会長

整理番号 22 番について皆さん方からのご質問ご意見等ございませんか。

昔は営林署で苗畑をつくっていたんですが、ここ最近は苗床をつくる場所もなくなっております。期間が3年ですが貸人も高齢ですので、売買の話も出てくるのかなと思います。これからの林業の発展のためにも賛成をしたいと思います。

会長

他にご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 22 番について申請を許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 22 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 23 番について事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 23 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん(■■■■歳)、譲渡人■■■■さん(■■■■歳)。土地の所在：■■■■他1筆。地目：2筆とも畑。2筆の合計面積：■■■■㎡。1筆が農用地区域内です。利用状況：果樹。営農計画及び耕作期間：ポンカン・タンカン・フェイジョア・バナナ等を1月から12月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有地が■■■■㎡、経験年数：2年、農機具等の保有状況：草刈機・1、軽バン・1、チェーンソー・1です。

非耕作地はございません。周辺地域との関係について：『支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落等の共同作業に全面的に協力いたします。』ということです。

会長

整理番号 23 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

譲渡人は■■■■の最高齢農業者ですが、現在でも管理機を使って作業をされておりすが。申請地は■■■■㎡ですが隣接に山が2筆、5反5畝ありましてそこも併せて約8反歩。金額は■■■■万と聞いております。杉も30年、40年経っておりますので妥当な値段かなと思っております。

○番（農業委員）	<p>ただ心配なことは、譲受人が無農薬でやりたいということだそうですが、「隣接に農地があるから迷惑になるようなことになればダメだよ。」とお伝えをしました。</p> <p>■■■■でも 10 年以上木酢なんかを使って立派なポンカン、タンカンを作っておりますので、そこらも本人と話をしたいと思っております。</p> <p>もう 1 つ心配なことがあります。■■■■に住んでおられるようですが、■■■■にはそういう方が家を買ったり借りたりして住んでいて、そこに相当な人数が集まっております。その中には小学 1 年生のお子さんがありますが学校に通わせていなかったり、3・4 歳の女の子も下着を付けずに生活しておったり、放射能を浴びているからお茶は飲まないとか。</p> <p>区有地に車を全部止めているので区民から苦情が出たりですね。</p> <p>申請人は■■■■に家を探しているんですが、空き家が見つければ引っ越してくるのかなあ。と思っておりますが、話をする中でいろいろ解決していけばと思っております。</p> <p>時には見に行つて指導をしないとなあと思っております。</p>
会長	<p>整理番号 23 番についてご質問・ご意見ある方いらっしゃいますか。</p>
○番（農業委員）	<p>申請人の所有地 ■■■■㎡は 1 年前に■■■■の土地を購入しております。現在の状況は 1 反弱を切り払って草払いをして、幼樹が 12・13 本植わっております。何が植わっているのかちょっと見てもわからなかったです。2/3 は手つかずの状態ですので、「非耕作地はない。」という説明が気になります。</p>
事務局	<p>申請人の住所ですが、住基上は■■■■なんですが実態は■■■■に家を借りて住んでいるようなことを聞いております。</p>
○番（農業委員）	<p>譲受人とは面識はないんですが、譲渡人の立場を考えますと高齢ですし遠地に行くことは難しいわけですね。果樹園は割としっかりしているんですが、テッポウムシがきていて、私が現地を見に行つた時も■■■■さんを車に乗せて連れて行って、テッポウムシが来ているからと、駆除の道具を取りに行つて。というふうに、ご自分での移動がなかなか難しいです。今は良いミカンが取れていますが、遠地ですので■■■■さんが行けなくなると廃園になるのが目に見えております。周りの園にとっても、買い取つて管理をしてもらえたら助かるわけで、■■■■さんにとっても最後の売買のチャンスじゃないかと思っておりますので、賛成したいと思います。</p>
○番（農業委員）	<p>ここで売買が成立すれば、収穫にも来るんじゃないかなと思うんですが、その時にでも「■■■■の土地のことも農業委員会を出てね。早くやった方がよいよ。」という話はしたいと思っております。</p>
○番（農業委員）	<p>売買の資金計画なんかも見た上でここにあがってくるんですかね。</p>
事務局	<p>5 条については融資証明書や自己資金の場合には残高証明書をつけていただきますけども、3 条についてはそこまで求めません。</p>
○番（農業委員）	<p>信じるしかない感じですね。</p>
○番（農業委員）	<p>山も含めて買うつもりだということなんで、そこら辺は大丈夫だと思うんですけど。</p>
会長	<p>案件は所有権移転なんで、金銭の授受を確認してから印鑑をつくという手続きを踏むのが一般的ですね。</p> <p>皆さん方から少し心配の声もございますが、担当委員さんに十分な指</p>

会長

導をお願いするということではいかがでしょうか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 23 番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 23 番は許可することに決定いたします。

続きまして 9 ページです。議案 29 号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 29 号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

整理番号 10 番。申請人：[ ] さん（[ ] 歳）、代理人：[ ] さん（[ ] 歳）。土地の所在：[ ]、他 1 筆。地目：畑。2 筆の合計面積：[ ] m<sup>2</sup>です。2 筆とも第 2 種農地、都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『申請人は昭和 49 年 12 月に申請地へ住宅を建築したが、不動産登記の知識がなかったため転用申請を出さず、現在に至る。』ということです。

申請地は 40 年ほど前から住宅が建築されているため宅地として利用されております。農地として復元するには多大な労力と費用を要することから非農地とみてやむを得ないと判断いたします。以上です。

会長

整理番号 10 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

12 ページの航空写真をお願いします。上が [ ] 方面、下が [ ] 方面です。[ ] という自動車整備工場がありますけども、[ ] 方面に 100m ほど行ったところに申請地があります。県道沿いです。13 ページの現地写真のように 40 年以上前からこのような状況です。上の写真の奥が自宅、手前は貸店舗です。周りは駐車場としてコンクリが敷かれておりますので、ここを農地に戻すのは負担が大きいことと場所的にも県道沿いで第 2 種農地の都市計画区域ということです。非農地と認めることはやむをえないと判断しております。以上です。

会長

整理番号 10 番について皆さん方からご意見ございますか。

○番（農業委員）

やむを得ないとしか言いようがないと思います。

会長

他にご意見ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 10 番について認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 10 番は非農地と認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 11 番・12 番は申請人が同一でございますが、場所も離れておりますので、それぞれ審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 11 番。申請人：[ ] さん（[ ] 歳）。土地の所在：[ ]、畑、[ ] m<sup>2</sup>。第 2 種農地です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『申請地は古くから家が建っており、申請人は宅地だと思っていた。平成 5 年に現在の住宅を建築して現在に至る。』ということです。

申請地は [ ] から東に約 400m 程の位置に所在し、20 年ほど前から住宅が建築されているため、宅地として利用されております。農地として復元するには多大な労力と費用を要することから、非農地とみ

事務局	てやむを得ないと判断いたします。
会長	整理番号 11 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	説明にもありましたように以前から家が建っており取り壊しましたが、平成 5 年に申請人の両親の隠居という形で家を建てております。本人たちはすでに宅地のつもりでいたようです。20 年以上経過しておりますので非農地としてやむを得ないと思います。 以上です。
○番（農 業 委 員）	これもやむを得ないと言いようがないということではないでしょうか。
会長	他に皆さん方からご意見・ご質問いかがでしょう。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 11 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 11 番は非農地と認めることに決定いたします。  続きまして整理番号 12 番について事務局から説明をお願いします。
事務局	整理番号 12 番。申請人：[ ] さん（[ ] 歳）。土地の所在：[ ]、畑、[ ] m <sup>2</sup> 。第 2 種農地です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『申請地はもともと自家用の野菜畑として利用していたがシロアリの被害があり、作物栽培は出来なくなっていた。昭和 50 年、県道工事の際に県道脇にあった製茶工場を移転する必要があり、申請地へと移転した。その後平成 17 年からは農業用倉庫として利用している。』ということです。 申請地は昭和 50 年から製茶工場として建物が建築されてから約 40 年間宅地状態であり、農地として復元するには多大な労力と費用を要することから、非農地とみてやむを得ないと判断いたします。 以上です。
会長	整理番号 12 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	先ほどの申請地から 100m 程の所にあります。説明にもございましたように昭和 50 年に茶工場として移転しており、現在は農業用倉庫が経過しております。これも年月が経過しておりますので非農地としてやむを得ないと思います。 以上です。
○番（農 業 委 員）	計屋さんが茶工場をやっていたんですか。
○番（農 業 委 員）	はい。もともと県道脇にあったんですが、拡張工事の際に申請地に移転しておりました。
会長	他にご意見ございませんか。 （「ありません。」の声あり） ご意見無ければ整理番号 12 番について非農地と認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 12 番は非農地と認めることに決定いたします。  続きまして整理番号 13 番について事務局から説明をお願いします。
事務局	整理番号 13 番。申請人：[ ] さん（[ ] 歳）。土地の所在：[ ]、畑、[ ] m <sup>2</sup> 。第 2 種農地です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『申請地は約 20 年前の農道工事

事務局

の際に発生した土砂の捨場として利用されていた。当時は山林化しており、申請人は農地だと思っておらず業者へ許可をだした。工事の際に埋め立てられてから現在に至る。』ということです。

申請地は約 30 年前の農道工事で発生した土砂が埋め立てられており表面は整地されているが、その下には土砂が大量に埋め立てられていると想定されます。したがって農地に復元するには多大な労力と費用が必要なため、非農地とすることはやむを得ないと判断いたします。

会長

整理番号 13 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

私も■■■■にきて 47 年になりますが、その間果樹があったとかいう記憶は 1 回もないという場所です。近くにも果樹園が 1 か所しかないという事と、農道工事のための土砂が埋まっているということ。21 ページの現地写真を見ればちょっと手を加えれば農地になりそうだけでも、草も生えない、地力がないということ。

そこら辺をふまえて非農地として認めざるを得ないと考えております。 以上です。

会長

整理番号 13 番について皆さん方からご意見、ご質問いかがでしょう。

○番（農 業 委 員）

私も現地調査に同席しましたが、担当委員がおっしゃったように地力が非常に弱く、砂が多い場所でした。とても何か育てられるような感じではなくて、これを畑に戻すには相当な堆肥を入れこまないともとは戻らないだろうという、現地の判断でした。

会長

他にご意見ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 13 番について非農地としてやむを得ないということにご異議ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 13 番は非農地として認めることに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 8 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11 時 55 分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

10 番

11 番

平成 29 年 11 月 24 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久